

三原市立図書館指定管理者募集要項

令和 6 年 8 月

三 原 市

三原市教育委員会

三原市立図書館 指定管理者募集要項

目 次

| | |
|--------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 1 募集の趣旨 | 1 |
| 2 対象施設の概要 | 1 |
| 3 指定期間 | 2 |
| 4 管理の基準 | 2 |
| 5 指定管理者が行う業務の内容 | 3 |
| 6 指定管理に関する経費等 | 3 |
| 7 応募資格 | 5 |
| 8 応募の手続き等 | 5 |
| 9 指定管理候補者の選定等 | 8 |
| 10 指定管理者の指定及び協定の締結 | 9 |
| 11 責任分担等 | 9 |
| 12 事業報告書等 | 10 |
| 13 モニタリングの実施 | 10 |
| 14 事業の継続が困難になった場合の措置等 | 10 |
| 15 事務引継ぎ等 | 11 |
| 16 その他 | 11 |
| 17 応募及び選定スケジュール | 12 |
| 18 受付窓口及び問い合わせ先 | 12 |
| 別表 1 三原市立図書館決算状況 | 13 |
| 別表 2 三原市立図書館収支見込み | 14 |
| 別表 3 責任分担表 | 15 |
| 参考 閲覧書物等の写しの交付に要する費用徴収要綱 | 17 |
| 三原市立図書館 指定管理者申請書類一覧表 | 18 |
| 様式第 1 号 | 19 |
| 別紙様式 1 | 20 |
| 別紙様式 2 | 22 |
| 別紙様式 3 | 23 |
| 別紙様式 4 | 24 |
| 別紙様式 5 | 25 |
| 別紙様式 6 | 26 |
| 別紙様式 7 | 27 |
| 様式第 2 号 | 28 |
| 様式第 3 号 | 29 |
| 様式第 4 号 | 30 |

はじめに

三原市立図書館指定管理者募集要項（以下「本要項」という。）は、三原市（以下「市」という。）及び三原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定管理者を公募するための基本的な考え方及び申請手続き等について、定めたものです。

市及び教育委員会が指定管理者に対して、対象施設の管理運営業務（以下「本業務」という。）を行う上で、求める水準等については、教育委員会が、平成 29 年 3 月に策定した「駅前中央図書館基本計画」（以下「基本計画」という。）及び「三原市立図書館指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載していますので、十分ご理解の上、ご応募ください。

1 募集の趣旨

三原市立図書館（以下「市立図書館」という。）は、図書館法に定める市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資する必要な資料の収集、整理、保存という基本的な役割に加え、市民が抱える日常生活上の課題解決や地域課題等の解決に役立つ資料や情報を提供するとともに、生涯学習施設と連携した生涯学習施策を展開し、生涯学習の知の拠点として、地域形成に資する役割を担っていくこと、さらには地域の活性化に資することも期待されています。

ついでには、民間事業者等による経営や事業の創意工夫により、さらなるサービスの向上と管理運営の効率化及び中心市街地活性化に効果のある取組を図ることを目的とし、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項、三原市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例、三原市立図書館設置及び管理条例の規定に基づき、三原市立中央図書館（以下「中央図書館」という。）、三原市立本郷図書館（以下「本郷図書館」という。）、三原市立久井図書館（以下「久井図書館」という。）及び三原市立大和図書館（以下「大和図書館」という。）を一括して管理運営する指定管理者を募集します。

2 対象施設の概要

- | | |
|---------|--|
| (1) 名 称 | 三原市立中央図書館 |
| 所在地 | 三原市城町一丁目 3 番 1 号 |
| 施設の形態 | 単独 |
| 開 館 | 令和 2 年 7 月 |
| 施設の規模 | 鉄骨造 3 階建 地上 3 階 塔屋 1 階 |
| 延床面積 | 3,234.97 m ² |
| 施設内容 | 閲覧室、おはなしのへや、予約図書受取コーナー、キオラテラス、プレイルーム、レファレンス（調査研究）コーナー、インターネット・視聴覚コーナー、学習室、グループ学習室、多目的室 |
| (2) 名 称 | 三原市立本郷図書館 |
| 所在地 | 三原市本郷南六丁目 25 番 1 号 本郷生涯学習センター 1 階 |
| 施設の形態 | 複合（本郷生涯学習センター 1 階の一部） |
| 開 館 | 平成 16 年 11 月 |
| 施設の規模 | 鉄筋コンクリート 2 階建一部鉄骨 |

- | | |
|--------|----------------------------------|
| 延床面積 | 専有面積 593.97 m ² |
| 施設内容 | 閲覧室、視聴覚席、インターネット席 |
| (3) 名称 | 三原市立久井図書館 |
| 所在地 | 三原市久井町和草 1883 番地 6　　くい文化センター 1 階 |
| 施設の形態 | 複合（くい文化センター 1 階の一部） |
| 開館 | 平成 16 年 7 月 |
| 施設規模 | 鉄筋コンクリート 3 階建 |
| 延床面積 | 専有面積 303.59 m ² |
| 施設内容 | 閲覧室、視聴覚席 |
| (4) 名称 | 三原市立大和図書館 |
| 所在地 | 三原市大和町下徳良 111 番地　大和文化センター 1 階 |
| 施設の形態 | 複合（大和文化センター 1 階の一部） |
| 開館 | 平成 2 年 6 月 |
| 施設規模 | 鉄筋コンクリート 2 階建 |
| 延床面積 | 専有面積 130.55 m ² |

3 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間

指定管理者及び指定期間は、三原市議会での議決により確定します。また、指定期間内であっても、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の全部又は一部の停止を命じることがあります。

4 管理の基準

自らの責任と判断により施設の適正な管理運営を行うとともに、市及び教育委員会との緊密な連携のもと、質の高いサービスを提供していただきます。

安定して管理運営を行う物的能力及び人的能力を確保し、利用者が快適・安全に利用ができる水準で、施設の機能、特性を最大限に発揮してください。

開館時間及び休館日は、次の内容を基準として提案事項とします。効率的、効果的な提案をしてください。

(1) 開館時間

- | | |
|---------|---------------|
| ア 中央図書館 | 9 時 30 分～20 時 |
| イ 本郷図書館 | 10 時～18 時 |
| ウ 久井図書館 | 10 時～18 時 |
| エ 大和図書館 | 10 時～18 時 |

(2) 休館日

- | | |
|---------|--|
| ア 中央図書館 | 毎月第 1 火曜日、年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日） 特別整理期間（年 1 回以上 10 日間以内） |
| イ 本郷図書館 | 火曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日） |
| ウ 久井図書館 | 火曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日） |
| エ 大和図書館 | 火曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日） |

(3) 法令等の遵守

指定管理者は、本業務を行うにあたり、次の法令等を遵守してください。

- ア 地方自治法、図書館法、著作権法、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、消防法、個人情報の保護に関する法律
- イ 三原市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例及び同施行規則、三原市立図書館設置及び管理条例及び同施行規則、三原市情報公開条例及び同施行規則、三原市文書取扱規程
- ウ その他関係法令等

(4) 平等かつ公平な利用の確保

運営は、利用者の平等かつ公平な利用の確保を行ってください。

(5) 個人情報の保護

指定管理者は、本業務を実施するにあたり、個人情報その他の業務上知り得た秘密の漏洩の防止及び個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

(6) 情報公開に関する事項

指定管理者は、本業務を実施するにあたり、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

5 指定管理者が行う業務の内容

(1) 業務の範囲

指定管理者は、三原市立図書館設置及び管理条例に規定する業務を行います。

業務の詳細は、原則として基本計画及び仕様書のとおりとしますが、基本計画等に示す市立図書館の基本理念の実現に向けて、仕様書等に示す業務水準を上回る事業内容、効果的・効率的な運営方法のあり方について積極的に提案してください。提案内容は、指定管理者の選定にあたり評価の対象となります。

提案された業務の実施にあたっては、教育委員会と指定管理者が協議を行うこととします。

(2) 指定管理者が行う業務の概要

市立図書館の管理運営業務

市立図書館の施設、設備等の維持管理業務

にぎわい創出につながる取組（図書館単独、広場や民間施設、周辺商店街などと連携したイベント等）

6 指定管理に関する経費等

(1) 指定管理料

市は、市立図書館の管理運営を行うために必要な経費として、指定管理者に対して、指定管理料を支払います。

指定管理者は、次に示す上限額の範囲内で、仕様書等の水準を満たし、また、それを上回る独自のアイデアやサービスを加えたものを提案してください。

市立図書館の決算状況及び収支見込みは、別表1「三原市立図書館決算状況」及び別表2「三原市立図書館収支見込み」を参考にしてください。

ア 指定管理料の提案

指定管理料上限額（指定管理期間の総額）：807,649千円

消費税及び地方消費税その他一切の経費を含むものとします。

消費税及び地方消費税の税率については、現行の消費税率(10%)で作成してください。

イ 指定管理料の決定

指定管理料は、指定管理者の候補者として選定された後に、提案内容を参考に協議を行い、年度毎に締結する協定書で定めることとします。なお、消費税及び地方消費税の税率が改定された場合の差額については、原則として市が負担するものとします。

ウ 指定管理料の支払い

指定管理料は、会計年度(4月1日から翌年の3月31日まで)毎に支払います。

支払時期及び支払方法は、年度毎に締結する協定書で定めることとします。

エ 指定管理料の精算

指定管理料は、本業務に要した経費に対して、特別な事由がない限りは、過不足が生じた場合も精算は行いません。

オ 留意事項

経常的な資料購入費（視聴覚資料含む）は、各年度2千万円を下回ることはできません。

図書館システム及び図書館システムの更新に係るシステム機器、IC機器の更新に係るシステム機器の購入費は含まないでください。更新時に市が負担するものとします。各館とも施設維持管理に係る経費は、1件30万円未満の修繕費のみ含んでください。

(2) 指定管理料に含まれる経費

ア 人件費（給料、福利厚生等）

イ 事務費（旅費、消耗品費、通信運搬費等）

ウ 事業費（資料購入費、企画運営行事に係る経費、報償費等）

エ 管理費（光熱水費、修繕費、委託費、保険料、備品購入費等）

オ 負担金（関係機関への会費等）

キ その他施設の管理運営に必要となる経費

(3) 自主事業の参加費等

事業計画書で提案した自主事業からの収入は、指定管理者の収入とします。

(4) その他の収入

利用者が負担した複写に係る料金については、指定管理者の収入とします。複写の料金の額は「閲覧書物等の写しの交付に要する費用徴収要綱」に定める額の範囲内で設定してください。

(5) 経理の区分

ア 経理は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに区分してください。

イ 本業務に係る経費は、団体の他の事業に係る会計と区分し、団体の口座とは別の口座で管理してください。

7 応募資格

(1) 応募資格

- ア 法人その他の団体又は複数の法人その他の団体で構成されるグループであること。
- イ 指定期間中、安全かつ円滑に管理運營業務を遂行できる能力を有していること。
- ウ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある場合は、その取消しの日から 2 年以上が経過していること。
- エ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により市における一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- オ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- カ 三原市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）と不適切な関係を有する者ではないこと。
- キ 広島県暴力団排除条例第 10 条又は第 11 条の規定に違反する者ではないこと。
- ク 国税、県税及び市町村税の滞納がないこと。
- ケ 市の議会の議員、市長、副市長、教育長及び行政委員会の委員が役員である法人その他の団体でないこと。
- コ その他法令等に違反していないこと。

(2) グループによる応募の条件

- ア グループで応募する場合は、代表者を定めてください。また、代表者は法人としてください。
- イ 代表者及びグループの構成員の変更は原則として認めません。
- ウ グループの構成員の役割分担を明確にしてください。
- エ グループの構成員は、本事業に応募する他のグループの構成員となることはできず、単独での応募もできません。

8 応募の手続き等

(1) 募集要項等の公表

- ア 配付期間及び配付時間
令和 6 年 8 月 29 日（木）～ 令和 6 年 9 月 3 日（火） 17 時まで
- イ 配付場所
(ア) 三原市教育委員会 教育部生涯学習課
〒723-8601 広島県三原市港町三丁目 5 番 1 号（本庁 6 階）
(イ) 市ホームページで公表します。

(2) 応募説明会及び施設見学会、申込期限及び申込方法

- 応募方法、応募書類、本業務に関する説明会及び施設見学会を次のとおり開催します。応募を予定している団体は、9 月 3 日（火）17 時までに「三原市立図書館応募説明会及び施設見学会参加申込書（様式第 2 号）」を電子メールで、18 受付窓口及び問い合わせ先へ申し込んでください。送付後は生涯学習課へ電話で確認してください。
- なお、市立図書館に関する図面及びビル清掃委託業務標準仕様書等は、説明会で配

付します。

ア 日時

令和6年9月5日（木）10時30分～16時

イ 場所

三原市立中央図書館

ウ 行程

10時30分 中央図書館3階多目的室 応募方法等の説明

中央図書館見学

久井図書館見学

大和図書館見学

本郷図書館見学 16時 解散予定

本郷図書館見学後、現地で解散します。

施設見学に伴う移動の手段（自動車）は、応募を予定している団体に確保してください。

エ 参加者

1応募団体につき2名までとします。

(3) 応募に関する質問

ア 受付期間

令和6年9月5日（木）～ 令和6年9月9日（月）17時まで

イ 提出方法

「三原市立図書館指定管理者募集要項等に関する質問書（様式第3号）」に質問内容を簡潔にまとめ、18 受付窓口及び問い合わせ先へ電子メールで提出してください。送付後は生涯学習課へ電話で確認してください。

電話や来訪による口頭質問は受け付けできません。

説明会及び施設見学会当日の質問には応じません。

ウ 質問に対する回答

令和6年9月13日（金）に電子メールで回答します。また、市ホームページへ掲載します。質問を行った事業者名は公表しません。なお、質問内容が不明瞭なものについては回答しないことがあります。

(4) 応募書類の提出

ア 受付期間

令和6年9月17日（火）～ 令和6年9月24日（火）17時まで

イ 受付場所

三原市教育委員会 教育部生涯学習課

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号（本庁6階）

ウ 提出方法

持参してください。

エ 提出書類

応募者は、次の書類を提出してください。様式については、「三原市立図書館指定管理者申請書類一覧表」を参照してください。

- (ア) 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- (イ) 三原市立図書館事業計画書（別紙様式 1）
- (ウ) 三原市立図書館管理運営に関する収支計画書（別紙様式 2）
- (エ) 誓約書（別紙様式 3）
- (オ) グループ応募団体届出書兼委任状（グループによる応募の場合のみ）（別紙様式 4）
- (カ) 指定管理のグループにおける役割分担表（グループによる応募の場合のみ）（別紙様式 5）
- (キ) 団体に関する書類（グループの場合、各構成団体も以下の書類を提出してください。）
 - a 団体の概要書（別紙様式 6）
 - b 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - c 法人の場合、当該法人の登記簿謄本
 - d 決算書（貸借対照表及び損益計算書）、事業報告書、財産目録（直近 3 期分）
 - e 印鑑登録証明書
 - f 法人の場合、三原市税（同市税が課されていない団体で、市外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）の完納証明書（滞納のない証明書）、法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
 - g 上記 f 以外の団体の場合、代表者の三原市税（同市税が課されていないもので市外に住所を有するものにあつては、その住所の市町村税）の完納証明書
 - h 法人以外の団体の場合、団体の規約、役員名簿
- (ク) 指定管理料の提案価格（別紙様式 7）

オ 提出書類作成上の留意点

提出書類は、日本工業規格 A 4 縦（必要に応じて A 3 も可）、横書きとし、文字サイズは 10.5 ポイント以上で作成し、縦型ファイルに左綴じで提出してください。また、インデックスで書類名を示してください。

カ 提出部数

正本 1 部、副本 10 部（副本は複写可）

副本の別紙様式 1 には、応募者名の分かる表記は行わないでください。

キ 留意事項

- (ア) 1 つの応募者につき、応募書類の提出は 1 組とし、複数の応募又は複数の事業計画書を提出することはできません。
- (イ) 応募書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、教育委員会は、指定管理者の決定の公表等において、応募書類等の内容の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- (ウ) 応募書類は、著作権法第 18 条第 3 項第 3 号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例に基づき公開します。
- (エ) 提出後の書類の内容は、変更することができません。
- (オ) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。

- (カ) 教育委員会が必要とするときは、追加資料を求めることがあります。
- (キ) 応募に関し必要な費用は、全て応募者の負担とします。
- (ク) 提出書類に不備がないか審査を行います。不備があった応募者については、その後の審査に進めません。
- (ケ) 応募書類の提出後に辞退する場合は、「辞退届（様式第4号）」を提出してください。

9 指定管理候補者の選定等

(1) 選定方法

指定管理者候補の選定については、行政職員、市民その他教育委員会が特に必要と認める者で構成する三原市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、次の選定基準に照らし、別冊「三原市立図書館指定管理者選定審査基準書」に基づき総合的に審査し、選定を行います。

(2) 選定基準

- ア 市立図書館の利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- イ 市立図書館の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の節減が図られるものであること。
- ウ 市立図書館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- エ 基本計画に定める基本理念及び基本方針を実現できるものであること。

(3) 選定審査

候補者の選定にあたっては、提出書類により応募資格、提案内容等について、選定委員会で書類審査を行います。

ヒアリングを行います。日時等については、決定次第通知します。

(4) 候補者の選定及び選定結果の報告

提出書類とヒアリングの結果を基に、選定委員会において総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定し、教育委員会に報告します。

(5) 選定結果

選定委員会による選定結果報告に基づき、指定管理者候補を決定し、令和6年10月上旬に文書で通知するとともに、市ホームページに掲載します。

(6) 選定審査対象からの除外

次に掲げる事項に該当する場合は、選定審査対象から除外します。

- ア 選定審査に対し、不当な要求等を申し入れた場合
- イ 選定委員会委員に対し、指定管理に関して、個別に接触した場合
- ウ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- エ 募集要項の内容に違反又は著しく逸脱した場合
- オ 提出書類等の提出期限を経過してから提出された場合
- カ 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出した場合
- キ 提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- ク その他不正な行為があった場合

(7) その他

指定管理者が指定されるまでの間に、当該候補者を指定管理者とすることができない事情が生じたときは、審査において次点となった者から順に候補者を決定することができることとします。

10 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者に選定された団体は、三原市議会の議決を経て指定されることとなります。

(2) 指定の通知等

指定管理者の指定の議決を受けた団体に対し、文書で通知します。

(3) 指定管理者の準備業務

準備業務として、教育委員会との連携・調整業務、施設運営に必要な準備業務を行ってください。

(4) 協定の締結

指定管理者指定後、市と指定管理者の指定を受けた団体は、細目についての協議を行い、協定を締結します。

指定期間に共通する事項について定めた基本協定と、年度毎の管理業務に係る年度協定を締結します。

協定の主な内容は、次のとおりです。

ア 業務の範囲

イ 指定管理料の額

ウ 指定期間に関する事項

エ 事業計画に関する事項

オ 利用料金に関する事項

カ 使用の許可に関する事項

キ 管理に要する費用に関する事項

ク 指定管理業務の報告に関する事項

ケ 個人情報の保護に関する事項

コ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

サ その他、市長が必要と認める事項

協定に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合については、市と指定管理者が誠意をもって協議するものとします。

11 責任分担等

(1) 責任分担

協定締結にあたり、市と指定管理者の責任分担は、別表3「責任分担表」のとおりです。ただし、責任分担表で定める事項で疑義がある場合又は責任分担表に定めのない事故等が生じた場合は、市と指定管理者が協議することとします。

(2) 損害賠償

指定管理者は、故意又は過失、市立図書館の管理瑕疵により損害が生じた場合は、それによって生じた損害を賠償しなければなりません。ただし、その損害が市の責めに帰すべき事由又は双方の責めに帰することができない事由による場合は、この限りではありません。

(3) 保険の加入

指定管理者は、本業務の実施にあたり、自らの費用負担に対して適切な範囲で損害賠償責任保険に加入するものとします。

12 事業報告書等

(1) 事業報告書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、市立図書館の管理運営に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を教育委員会に提出するものとします。ただし、年度の途中において、指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間の業務報告書を教育委員会に提出するものとします。

ア 管理業務の実施及び利用の状況

イ 使用料又は利用に係る料金の収入の実績

ウ 管理に係る経費の収支状況

エ 自主事業の実施状況

オ その他、管理の実態を把握するために必要な事項

(2) 業務報告の聴取等

教育委員会は、指定管理者に対し、その管理業務及び経理の状況に関して定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるものとします。

13 モニタリングの実施

教育委員会は、協定書、仕様書等に沿った業務の実施状況を把握するため毎年度モニタリングを実施します。

指定管理者は、管理運営における自己評価を行い、利用者満足度調査等により、利用者のニーズ把握に努めなければなりません。

14 事業の継続が困難になった場合の措置等

教育委員会は指定管理者に対し、次の事由に該当する場合には、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、教育委員会は指定の取消しをすることができます。その場合は、教育委員会に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(2) 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、教育委員会及び指定管理者の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

15 事務引継ぎ等

(1) 次期指定管理者は、本業務の開始までに、業務を円滑かつ確実に進めるように、引継ぎを受け、準備を行ってください。準備期間中の費用は、次期指定管理者が負担するものとします。

(2) 指定管理期間終了に伴う引継ぎ等

現指定管理者は、指定管理期間終了までに、教育委員会及び教育委員会の指定する者に業務の引継ぎを行ってください。

(3) 原状回復の義務

現指定管理者は、指定管理が満了した場合又は指定が取り消された場合は、施設及び設備を速やかに原状に回復します。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りではありません。

16 その他

(1) 管理運営及び協定書等に疑義が生じた場合の取扱い等

指定管理者が行う業務については、協定書、基本方針、募集要項、仕様書等に従い実施します。疑義が生じた場合は、市と指定管理者が誠意をもって協議するものとします。

(2) 緊急時の対応

指定管理者は、本業務において事故、災害等の緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じ、教育委員会に報告しなければなりません。

(3) 第三者への委託

指定管理者は、業務を行うにあたり、業務を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、施設の維持管理、清掃等の一部の業務については、事前に教育委員会の承認を得て、必要と認められる範囲内で、第三者に委託することができることとします。

(4) 変更事項の届出等

指定管理期間に合併、分割等によって法人格が変更となる場合やグループの構成が変更になる場合は、速やかに教育委員会に届出をしなければなりません。

17 応募及び選定スケジュール

| 内容 | 日程 |
|----------------------|-----------------------|
| 募集要項の公表・配付 | 令和6年8月29日(木)～9月3日(火) |
| 応募説明会申込締切 | 令和6年9月3日(火) |
| 応募説明会及び施設見学会の開催 | 令和6年9月5日(木) |
| 質問票提出期限 | 令和6年9月9日(月) |
| 質問に対する回答日 | 令和6年9月13日(金) |
| 応募書類受付期間 | 令和6年9月17日(火)～9月24日(火) |
| 資格審査通知(資格を有さない事業者のみ) | 令和6年9月26日(木) |
| 選定委員会(面接による審査) | 令和6年9月下旬 |
| 選定結果の通知・公表 | 令和6年10月上旬 |
| 指定議決の上程、議決 | 令和6年12月市議会 |
| 協定締結 | 令和6年12月下旬 |
| 管理運営の開始 | 令和7年4月1日(火) |

18 受付窓口及び問い合わせ先

三原市教育員会教育部生涯学習課

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号(本庁6階)

電話：0848-67-6148

FAX：0848-67-5921

E-mail：syogai@city.mihara.hiroshima.jp

別表1

三原市立図書館決算状況

(単位:円)

| 科目名称 | | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|---|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 収入 | 指定管理料 | 212,429,442 | 144,868,581 | 128,011,481 | 144,989,408 | 148,753,395 |
| | 利用料金収入 | 0 | 0 | 29,090 | 137,750 | 162,200 |
| 収入合計 | | 212,429,442 | 144,868,581 | 128,040,571 | 145,127,158 | 148,915,595 |
| 人件費 | 給料 | 65,103,094 | 76,834,809 | 68,340,063 | 73,259,534 | 72,055,790 |
| | 賞与 | 2,551,550 | 8,655,274 | 5,998,547 | 4,695,170 | 7,039,116 |
| | 法定福利費 | 8,880,201 | 13,488,223 | 11,249,507 | 8,184,084 | 11,694,665 |
| | 福利厚生費 | 182,608 | 362,053 | 379,045 | 305,277 | 377,772 |
| | 通勤費 | 1,282,486 | 2,606,409 | 2,409,689 | 1,811,450 | 2,899,540 |
| | 退職給付費用 | 69,160 | 246,408 | 249,200 | 0 | 0 |
| 事務費 | リース料 | 287,245 | 295,050 | 301,310 | 261,543 | 261,578 |
| | 被服費 | 109,830 | 539,036 | 17,690 | 0 | 18,000 |
| | 旅費交通費 | 648,460 | 454,966 | 92,500 | 31,323 | 36,555 |
| | 交際接待費 | 3,359 | 30,000 | 7,878 | 0 | 0 |
| | 文化教育費 | 74,904 | 175,987 | 88,291 | 265,181 | 60,978 |
| | 外注費 | 3,541,297 | 14,276,739 | 6,988,527 | 2,461,000 | 2,331,250 |
| | 燃料費 | 107,161 | 94,950 | 111,209 | 114,349 | 118,391 |
| | 減価償却費 | 0 | 341,441 | 481,700 | 431,700 | 431,700 |
| | 広告宣伝費 | 416,497 | 918,434 | 944,682 | 4,545 | 6,300 |
| | 雑費 | 1,684 | 70,376 | 2,429 | 0 | 0 |
| 事業費 | 支払手数料 | 361,700 | 912,778 | 40,129 | 4,302,519 | 4,573,367 |
| | 商品仕入高 | 0 | 1,593,298 | 543,191 | 0 | 0 |
| | 消耗品費 | 4,986,642 | 1,667,148 | 1,604,677 | 3,161,276 | 1,212,828 |
| | 新聞図書費 | 14,845,260 | 19,862,001 | 21,045,366 | 19,301,598 | 19,560,152 |
| | 租税公課 | 41,400 | 400 | 10,400 | 800 | 10,000 |
| | 賃借料 | 898,404 | 1,082,814 | 1,248,022 | 888,655 | 894,301 |
| 管理費 | 通信費 | 626,905 | 2,719,553 | 2,874,621 | 2,530,230 | 2,684,912 |
| | 修繕費 | 10,908,115 | 4,658,400 | 288,472 | 11,523,489 | 12,811,753 |
| | 保険料 | 261,603 | 232,022 | 221,638 | 195,911 | 240,946 |
| | 水道光熱費 | 11,328 | 2,060 | 0 | 8,029,595 | 8,730,933 |
| | 保健衛生費 | 0 | 1,605 | 0 | 237,200 | 210,000 |
| 負担金 | 運営管理費 | 1,962,821 | 2,444,731 | 1,447,812 | 2,430,667 | 3,443,986 |
| | 会費 | 46,440 | 47,300 | 43,000 | 43,000 | 49,666 |
| その他 | 移転費用 | 100,825,920 | 19,036,600 | 0 | 0 | 0 |
| 消費税 | - | 12,473,921 | 13,286,278 | 12,807,231 | 14,516,664 | 14,875,340 |
| 支出合計 | | 231,509,995 | 186,937,143 | 139,836,826 | 158,986,760 | 166,629,819 |
| 備考 | <p>平成31年度は、図書館システム更新、旧中央図書館から現中央図書館への移転準備にかかる費用を含む</p> <p>令和2年度は、旧中央図書館から現中央図書館への移転にかかる費用を含む</p> <p>令和4年度以降、中央図書館の清掃、建築物環境衛生管理、エレベーター保守管理などの施設維持管理費用を含む</p> <p>令和4年度以降、中央図書館の水道光熱費を含む</p> <p>令和5年度の指定管理料には、燃料費高騰支援3,442,070円を含む</p> | | | | | |

別表2

三原市立図書館収支見込み

(単位:円)

| 科目名称 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|---|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 指定管理料 | 158,054,000 | 156,848,000 | 160,464,000 | 164,206,000 | 168,077,000 |
| 利用料金 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 |
| 収入合計 | 158,254,000 | 157,048,000 | 160,664,000 | 164,406,000 | 168,277,000 |
| 人件費 | 100,709,000 | 104,203,000 | 107,819,000 | 111,561,000 | 115,432,000 |
| 事務費 | 7,483,000 | 7,483,000 | 7,483,000 | 7,483,000 | 7,483,000 |
| 事業費 | 24,030,000 | 21,830,000 | 21,830,000 | 21,830,000 | 21,830,000 |
| 管理費 | 25,989,000 | 23,489,000 | 23,489,000 | 23,489,000 | 23,489,000 |
| 負担金 | 43,000 | 43,000 | 43,000 | 43,000 | 43,000 |
| 支出合計 | 158,254,000 | 157,048,000 | 160,664,000 | 164,406,000 | 168,277,000 |
| 備考 | 人件費は、人件費の上昇を考慮した積算を実施 令和8年度以降、図書館システム、ICタグ関連機器の保守費用を除く | | | | |

別表 3

責任分担表

| 種 類 | 内 容 | 負 担 者 | | |
|------------------|---|---------------------|--------------|---|
| | | 市 | 指 定 管 理 者 | |
| 法令変更 | 管理運営業務に影響を及ぼす法令変更 | ○ | | |
| | 指定管理者に影響を及ぼす法令変更 | | ○ | |
| 税制変更 | 管理運営業務に影響を及ぼす税制変更 | ○ | | |
| | 一般的な税制改正 | | ○ | |
| 金利変動 | 金利の変動に伴う経費の増 | | ○ | |
| 物価等変動 | 人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増 | | ○ | |
| 応募関連 | 募集要項等市が作成した書類に関するもの | ○ | | |
| | 申請書等指定管理者が作成した書類に関するもの | | ○ | |
| 住民対応 | 地域との協調 | | ○ | |
| | 管理運営業務に対する施設利用者からの要望等 | | ○ | |
| 政治・行政上の理由による事業変更 | 政治、行政上の理由から、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及び損失 | ○ | | |
| 第三者行為 | 第三者からの行為 | 指定管理者の責めに帰する事由によるもの | ○ | |
| | | 上記以外のもの | ○ | |
| | 第三者への行為 | 指定管理者の責めに帰する事由によるもの | | ○ |
| | | 上記以外のもの | ○ | |
| 不可抗力 | 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の復旧経費 | ○ | | |
| | 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う業務履行不能 | | ○ | |
| セキュリティ | 警備不備による情報漏えい、犯罪発生 | | ○ | |
| 管理運営計画 | 管理運営の実施計画の不備に関するもの | | ○ | |
| 事業の停止・延期等 | 市の責任による遅延・中止 | ○ | | |
| | 指定管理者の責任による遅延・中止 | | ○ | |
| | 事業者の事業放棄・破綻 | | ○ | |

| | | | |
|----------------|---|---|---|
| 施設、設備の 損傷 | 管理上の瑕疵によるもの | | ○ |
| | 30万円未満のもの | | ○ |
| | 上記以外のもの | ○ | |
| 指定期間終了 時の費用 | 指定期間が終了した場合又は指定を取り消した場 合の引継ぎ及び撤収に要する費用 | | ○ |

※疑義及び本表に定めのないものについては、市と指定管理者が協議して定めるものとする。

参考

閲覧書物等の写しの交付に要する費用徴収要綱

平成 17 年 3 月 22 日

要 綱 第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、三原市情報公開条例（平成17年三原市条例第12号）の規定に基づく公開の請求手続を経ないで、一般（事業者を含む。）の閲覧に供している書物等（ファイルとじ等の単体物を含む。）（以下「閲覧書物等」という。）の写しに要する費用徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用負担)

第 2 条 閲覧書物等の写しの交付を受ける者は、別表に規定する当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

2 前項の費用は、前納しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

三原市立図書館 指定管理者申請書類一覧表

| NO. | 様式 | 申請書類 | 提出部数 | | 確認欄 |
|-----|-------|-------------------------------------|------|----|-----|
| | | | 正 | 副 | |
| 1 | 様式第1号 | 指定管理者指定申請書 | 1 | 10 | |
| 2 | 別紙様式1 | 三原市立図書館事業計画書 | 1 | 10 | |
| 3 | 別紙様式2 | 三原市立図書館管理運営に関する収支計画書 | 1 | 10 | |
| 4 | 別紙様式3 | 誓約書 | 1 | 10 | |
| 5 | 別紙様式4 | グループ応募団体届出書兼委任状 | 1 | 10 | |
| 6 | 別紙様式5 | 指定管理のグループにおける役割分担表 | 1 | 10 | |
| 7 | 別紙様式6 | 団体の概要書（パンフレット等） | 1 | 10 | |
| 8 | 別紙様式7 | 指定管理料の提案価格 | 1 | 10 | |
| 9 | 様式第2号 | 三原市立図書館応募説明会及び施設見学会参加申込書 | 1 | — | |
| 10 | 様式第3号 | 三原市立図書館指定管理者募集要項等に関する質問書 | 1 | — | |
| 11 | 様式第4号 | 辞退届 | 1 | — | |
| 12 | 任意様式 | 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類 | 1 | 10 | |
| 13 | 〃 | 登記簿謄本 | 1 | 10 | |
| 14 | 〃 | 決算書（貸借対照表及び損益計算書）、事業報告書、財産目録（直近3期分） | 1 | 10 | |
| 15 | 〃 | 印鑑登録証明書 | 1 | 10 | |
| 16 | 〃 | 完納証明書、納税証明書 | 1 | 10 | |
| 17 | 〃 | 団体の規約 | 1 | 10 | |

令和 年 月 日

三原市教育委員会 様

申請者 住 所

団体名称

代表者名

電話番号

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、三原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 2 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 公の施設の名称

三原市立図書館

2 添付書類

三原市立図書館事業計画書

令和 年 月 日

| | | | |
|---|-----|----------|--|
| 団体名称 | | | |
| 代表者名 | | 設立年月日 | |
| 住 所 | | | |
| 電話番号 | | F A X 番号 | |
| E-m a i l | | | |
| 現在運営している類似施設 | 所在地 | 主な業務内容 | 管理運営期間 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 事業計画（別紙可） | | | 仕様書 |
| ○ 法人等の安全性基礎審査 (1) 財政力、規模 (2) 実績 | | | — |
| ○施設運営 (1) 基本方針・考え方 (2) 業務体制 (3) 研修計画 (4) 業務水準 ア 窓口サービス イ 連携ネットワーク ウ レファレンス エ 資料の選定 オ 多様な利用者へ対応 (乳幼児、青少年、高齢者、障害者、外国人、ビジネスパーソン) カ 苦情処理 キ 広報 | | | 全般 5 6(2)(3) 6(4) 7(1)エ 7(1)エク 7(1)エ 7(1)オ 7(1)キ 7(1)セ 7(1)チ |

| | |
|--------------------------------|-------------|
| ○施設管理 緊急対応、危機管理 | 7(2)イ |
| ○にぎわい創出 | 8(2)(7) |
| ○法令遵守 | 12(1)(2)(7) |
| ○その他 利用者数増加への取組、SDGs への取組など | — |

※枠が不足する時は広げて記載して下さい。

別紙様式 2

三原市立図書館管理運営に関する収支計画書（令和 年度）

| | |
|---------|--|
| 団 体 名 称 | |
|---------|--|

収入 (単位 千円)

| 項 目 | 金 額 | 内 容 |
|-------------|-----|-----|
| 指 定 管 理 料 | | |
| そ の 他 収 入 | | |
| 収 入 合 計 (A) | | |

支出

| 項 目 | 金 額 | 内 容 |
|-------------|-----|-----|
| 人 件 費 | | |
| 事 務 費 | | |
| 事 業 費 | | |
| 管 理 費 | | |
| 負 担 金 | | |
| そ の 他 支 出 | | |
| 支 出 合 計 (B) | | |

| | |
|---------------|--|
| 収 支 (A) - (B) | |
|---------------|--|

※一年間の収支を記入してください。

※年度毎に作成してください。

※収支予算の積算内訳を添付してください。(A 4 サイズ・任意様式)

令和 年 月 日

三原市教育委員会 様

誓約書

住 所

団体名称

代表者名

印

三原市立図書館指定管理者指定申請を行うにあたり、募集要項に規定する応募資格を満たしていることを誓約します。

グループ応募団体届出書兼委任状

令和 年 月 日

三原市教育委員会 様

グループ応募団体名

代表団体 住 所

団体名称

代表者名

⑩

三原市立図書館指定管理者に応募するため、次の団体はグループ応募団体を構成し、三原市教育委員会との間における下記の事項に関する権限を代表団体に委任して申請します。

指定管理者に指定された場合は、各構成団体は、三原市立図書館の指定管理者としての業務の遂行及びこれに伴う当グループが負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

| | |
|------------------------------------|--|
| グループ応募団体の名称 | |
| グループの代表者 (受任者) | 〔代表団体〕 所在地 団体名 代表者名 ⑩ |
| グループの構成団体 (委任者) | 〔構成団体〕 所在地 団体名 代表者名 ⑩ |
| グループの構成団体 (委任者) | 〔構成団体〕 所在地 団体名 代表者名 ⑩ |
| グループ応募団体の 設立、解散・構成団 体の変更、その他 | グループ応募団体は、令和 年 月 日に設立し、指定管理者に指定された場合は、その指定期間が終了した日の翌日から3月を経過する日までは、解散することはできない。 グループ応募団体の構成団体の変更、脱退、除名等は、事前に教育委員会の承認を得なければならない。また、代表団体(者)の変更も同様とする。 |
| 委 任 事 項 | 1 指定管理者の指定の申請に関する一切の権限 2 協定締結に関する一切の権限 3 指定管理料の請求受領に関する一切の権限 4 契約の締結及び履行に関する一切の権限 5 その他、上記に付随する一切の権限 |

※構成団体が4団体以上の場合は、これに準じて作成してください。

指定管理のグループにおける役割分担表

| グ ル ー プ 名 | |
|-----------|--|
| | |

※グループにおいて担当する業務分担等各構成団体の役割や責任体制について、簡潔、明確に記載してください。

※上記の内容を確認するため、団体間で締結した協定書（これに準ずるものを含む。）の写しの提出を求めることがあります。

団体の概要書

(令和 年 月 日現在)

| | | | | |
|----------------------|---------------------|----------|---------|---------|
| 団 体 名 称 | | | | |
| 住 所 | | | | |
| 代 表 者 名 | | | | |
| 設 立 年 月 日 | 年 月 日 | 資本金 (千円) | | |
| 沿 革 | | | | |
| 業 務 内 容 | | | | |
| 主 な 実 績 | | | | |
| 財 務 状 況 (過去 3 年間) | 年 度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
| | 総 資 本 | | | |
| | 自 己 資 本 | | | |
| | 経 常 利 益 | | | |
| | 流 動 資 産 | | | |
| | 流 動 負 債 | | | |
| 担 当 者 | | | 所 属 | |
| 連 絡 先 | TEL / FAX E-mail | | | |

指定管理料の提案価格

業務名称 三原市立図書館指定管理

| | | | | | | | | | | |
|-----|--|----|--|----|--|--|---|--|--|---|
| 金 額 | | 十億 | | 百万 | | | 千 | | | 円 |
| | | | | | | | | | | |

(税込)

上記の金額をもって提案します。

令和 年 月 日

三原市教育委員会 様

申請者 住 所
団体名称
代表者名

印

※金額は訂正しないこと。また、金額の先頭に¥マークを記載すること。

様式第 2 号

三原市立図書館応募説明会及び施設見学会参加申込書

令和 年 月 日

三原市教育委員会 様

申請者 住 所
団体名称
代表者名

| | | |
|-----|---------------------------------|--|
| 参加者 | 氏 名 | |
| | 所属・役職 | |
| | 氏 名 | |
| | 所属・役職 | |
| 連絡先 | 電 話 番 号 F A X E - m a i l | |

※単独団体、グループにかかわらず、参加人数は2名までとします。

三原市立図書館指定管理者募集要項等に関する質問書

令和 年 月 日

三原市教育委員会 様

申請者 住 所
団体名称
代表者名

| | |
|------|--|
| 質問項目 | 資料名 : 募集要項 ・ 仕様書 ・ その他 () ページ・項目 : |
| 質問内容 | |

※質問項目には、募集要項のどの部分についてのものか、該当する部分ができるように記載してください。(例：募集要項〇ページの〇行目)

※質問事項は、本様式一枚につき一問とし、簡潔に記載してください。

※質問書は、電子メールで送信してください。

連絡先：担当部署
担当者名
電 話

令和 年 月 日

三原市教育委員会 様

申請者 住 所

団体名称

代表者名

電話番号

辞 退 届

次の施設の指定管理業務については、都合により提案を辞退します。

1 公の施設の名称

三原市立図書館